

## 第1表（教）

立七中発第97号  
令和8年2月26日

立川市教育委員会 殿

学校名 立川市立立川第七中学校  
校長名 宮本 尚登  
(公印省略)

### 令和8年度 特別支援教室の教育課程について（届）

学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、特別支援教室による指導の教育課程を下記のとおりお届けします。

#### 記

#### 1 特別支援教室の教育目標

明るく希望にみちて、充実した学校生活を目指し、未来を拓く人間を育成する。

- ◎深く考え、すすんで学ぶ
- 温かく思いやり 正しく行う
- たくましく鍛え みずから創る

学校の教育目標を受け、特別支援教室では、個に応じたきめ細かい指導を行う。生徒が社会生活や学校生活、集団生活に適応するためのスキルの習得や能力の伸長を図る。自己の課題を理解し、深め、主体的に学ぶ意欲を育てる。また、授業で行う課題を自分で決め、自己決定力も高めていく。小さな意志決定を繰り返し、自己決定力を高める。自分に自信を付け、自己実現につなげる。自己肯定感を高めながら自律できる生徒の育成を目指した教育を行う。

#### 2 教育目標を達成するための基本方針

- ・教員が通室する生徒の個々の課題を把握する。その困難さを改善・克服できるように連携型個別指導計画を作成し、個に応じた指導・支援を行う。
- ・在籍学級における適応能力を高めるために、自己理解、自己受容を深めて情緒的な安定を図る。
- ・友好的な人間関係を築くために、人間関係の形成や集団参加、他者との対話を図るための意欲、態度、スキル等を身に付ける。
- ・在籍学級において相手の立場に立った言動を身に付ける。
- ・自己の行う課題を自分で決め、小さな意志決定を繰り返し、自己決定の成功体験を経験する。そのことにより、自己肯定感を高め、在籍学級で生徒が自律できるようにする。

## 第1表の2（教）

- ・ 社会生活や学校生活での不安や悩み、進路等についての教育相談を行う。そのなかで、生徒が抱えている困難さを傾聴、受容、共感し、主体的に改善・克服する力が育まれるよう支援する。生徒の安心・安全な居場所づくりを行う。
- ・ 生徒一人一人が認知特性、行動特性に応じた学び方を身に付け、在籍学級での授業への取り組み方を改善し、主体的に取り組む意欲の向上を目指す。
- ・ 生徒の特性に応じた場の設定や環境を整える。
- ・ 学校生活の予定確認、学習計画の立て方、課題の提出日の確認等を行い、計画的に学校生活に取り組む力を育てる。

## 3 指導の重点

- ・ 日常生活の振り返り等を通して、生活リズム、生活習慣、生活環境の形成を図る。
- ・ 個別指導を中心とし必要に応じて小集団指導を取り入れる。共感型や協力型の教材を通じて、他者の意図や感情を理解し、場に応じた適切な言動をとることができるようにする。
- ・ 自己の課題に気づき、得意なことを生かして課題の解決につながるよう指導する。成功したことを褒め、成就感や自信をもたせ自己肯定感や自己有用感を高め、生徒の自律へとつなげていく。
- ・ 学習計画作り等を自ら立てられる力を育て、見通しがもてるようにし、自己決定力を高める。
- ・ 生徒の特性等に応じて、学び方を改善・克服し、在籍学級の授業に主体的に参加できるようにする。
- ・ 在籍学級担任等と連携を密に行い、在籍学級での様子を把握し、困難さに応じた指導を行い、心理的な安定につなげられるようにする。
- ・ 生徒と対話する時間を確保し、生徒の対話能力の伸長と共に信頼関係の構築につなげる。
- ・ 認知トレーニングを取り入れ、記憶力、言語能力、判断力、計算力、遂行力、空間認知能力等の認知機能を高める。
- ・ 生徒の苦手な面を克服・改善する指導だけでなく、得意な面を伸ばせるような指導を行う。
- ・ 運動面や感覚統合を取り入れ、体幹を整えたり、ボディイメージを高めたりする指導を行う。また、小集団指導の中で体を動かす活動を取り入れ、他者と一緒に活動する楽しさや喜びを体験できるようにする。

## 4 その他の配慮事項

- ・ 在籍学級担任及び保護者と連携を密に行い、連携型個別指導計画を作成する。指導方針や指導内容等についての共通理解を図り、活用していく。進路先への引き継ぎも適切に行う。
- ・ 在籍学級担任・巡回指導教員・保護者の三者で連携し、生活指導や進路指導等を充実させる。

### 第1表の3（教）

- ・校内委員会に参加し、校内支援体制に則り、特別支援教育コーディネーターや各学年の教職員と連携し、生徒情報を共有する。
- ・特別支援教育に関する情報を教職員向けに発信し、特別支援教室への理解を促す。
- ・生徒の指導回数や指導時間数については、在籍学級における集団適応等の様子を十分に把握し、在籍学級担任等と相談した上で決定する。
- ・生徒に関する情報収集、在籍学級担任や家庭との連絡・調整、教材準備や作成、環境整備等については、拠点校及び巡回校の特別支援教室専門員と細かく相談して共通理解を図り、連携する。
- ・臨床発達心理士の巡回指導を年間通して計画的に実施し、助言を得ることで生徒理解や授業改善に生かす。